

【申請について】

Q. 申請の募集時期は決まっていますか。

A. 決まっていません。随時受け付けています。ただし、事業期間が令和7年2月末までに実施設計委託の支払いを完了し、工事着手したうえで補助金の請求ができることが必要です。

Q. 年度をまたぐ事業は申請できますか。

A. 年度をまたぐ事業であっても令和7年2月末までに補助金請求ができれば申請できます。

Q. 複数の建物を同時に申請する場合には別々の申請となりますか。

A. 同一プロジェクトの場合には複数の建築物があっても一体のものともみなし、1つの申請となります。それぞれの建物ごとに申請することはできません。

Q. 実施設計中ですが申請はできますか。

A. 実施設計に着手したものは申請対象とはなりません。交付決定後、実施設計契約、着手となります。契約前に申請できるように計画的に準備を進めてください。

Q. 仮設建物など短期で解体予定の建物についても申請対象となりますか。

A. 解体予定のある建物は申請対象とはなりません。

Q. 申請書の作成方法について相談はできますか。

A. 随時受け付けています。お電話でお問い合わせの上、設計資料や作成中の申請書等をお送りいただければ申請書の作成についてアドバイスすることができます。また、対面での相談も可能です。

Q. 交付決定までどれくらいかかりますか。

A. 過不足ない申請書を受付けてから1～2か月程度かかります。余裕をもって計画的に申請してください。相談は申請内容が確定する前でも可能です。

Q. 他の補助金と併用はできますか。

A. 同一プロジェクトで併用することはできますが、補助対象部分が重ならないようにする必要があります。例えば、本事業に申請し、工事費用については当財団で行っている「木の街並み創出事業」や「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業」と併用することはできます。併用している補助金については事業計画書に記載してください。

【事業計画書・事業実績書について】

Q. 木造や混構造部分がない建物で、木質化のみでの申請はできますか。

A. 木質化のみでは申請できません。一部が RC 造や S 造で木質化を行う場合に、木材使用量の要件を満たすことが可能であれば、その部分についても補助対象面積割合に加算することができます。事業計画書の「木造・混構造部分以外の箇所の木質化」の欄に床面積を記入してください。

Q. 材積計算書の作成方法を教えてください。

A. 材積計算の根拠がわかるよう設計図に木材使用箇所について国産木材、多摩産材、外材などに色分けなどで明示したうえで、その部分に使用する材積を書き入れてください。次に、設計図に記載した材積を合算する計算書を作成し、その合計を材積計算書に記入してください。作成の際には使用箇所ごとに番号や記号などを振り、材積を合算する計算書と対応できるようにしてください。

Q. 構造を現して使用するなど、構造が内装を兼ねる場合には、材積計算書の使用箇所は構造と内装木質化のどちらに記載すればいいですか。

A. 構造に記載してください。

Q. 外材を使用することはできないのですか。

A. 要件以上の国産木材の量を使用すれば、外材を一部に使用することは可能です。

【経費の算出について】

Q. 補助対象経費となる実施設計費の計算はどのように行えばいいですか。

A. 建築士法第 25 条に基づく平成 31 年国土交通省告示第 98 号の業務報酬基準に準拠して計算してください。基本設計と実施設計を同一の設計事務所に委託する場合にも、同基準に準拠して適切な業務比率としてください。

補助対象は木造等建築物の実実施設計費及びそれにかかる諸経費となります。対象外経費の内訳が明確になるようにしてください。その分を引いた額となります。様式集別添の補助対象事業費計算書を参考に見積書の総額からどのように事業費を計算したかが分かる計算書を添付してください。

なお、対象経費は事業実施に必要な最小限の経費とします。

Q. 自社と委託先とで共同して設計を行う場合には、補助対象となりますか。

A. 設計委託契約を結んでいる部分のみが補助対象となり、自社で行う部分は補助対象外となります。

Q. 基本設計と実施設計は一緒の契約でも大丈夫ですか。

A. 原則として、基本設計と実施設計は分けて契約してください。交付決定前に委託契約した案件は対象外になります。また、申請書はある程度基本設計ができていないと記入するのは難しい内容になっています。

Q. 実施設計と工事契約は一緒の契約でも大丈夫ですか。

A. 補助金は契約に対するすべての支払いが完了した支払証憑を確認の上、お支払することになります。

したがって、実施設計と工事契約が一緒の契約の場合には工事がすべて完了して支払いが終わらないと補助金の支払いができなくなります。また、支払いは令和7年2月までに完了して補助金請求をしていただく必要がありますので、ご注意ください。実施設計と工事契約は分けて契約していただいた方が早く支払いができますし、竣工時期についての制約がなくなります。

【木造建築物等のPR協力について】

Q. 木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術資料とはどのようなものですか。

A. 現在のところ実績報告時及び竣工時に事例集の原稿をご提供いただくことを想定しています。また、木造建築物の普及を目的として、実績報告書の内容等について一部公表いただくお願いをすることがあります。

【多摩産材の調達について】

Q. 多摩産材はどこで調達できますか。

A. 多摩産材の調達については、「多摩産材情報センター」にお問い合わせください。

電話：0428-20-1181

ホームページからもお問い合わせできます。 <http://tamasanzai.tokyo/>